

古文書の折紙に就て

文學士 中村直勝

古文書に於ける折紙の起原を考ふるに二様あり。第一は平安朝時代の末葉既に存在せるものにして交名(兵範記保元二年八月廿四日の條)次第(全書全年八月九日の條)注進、勸文、目錄等主として目錄様のものに用ゐらる。是等は堅紙とすれば多くの餘白を生ずべきを以て、用紙の經濟上案出せられたるものなり。而して更に後世鑑定書として折紙を用ゐるに至れるは、此目錄様の折紙の流を汲めるものなるべく、又近世の鑑定書が切紙を使用しながら尙ほ折紙と稱せるは、僅に其名を存せるなり。然るに今余が言はんとするは第二のものなりとす。

南北朝時代以降室町・戰國の時代に亘りて上は

將軍家御内書、幕府御教書より下は書狀の類に至る迄公私各種の文書に折紙を使用する事盛んに行はれたり。此種の折紙にして近畿に存在するものには、攝津多田院文書中にある貞治二年六月五日箕浦右衛門尉定治の寄進狀、宮内省圖書寮所藏主殿寮所領文書中にある康應二年二月四日近江國守護の遵行狀の如きは其年代最も古きものゝ一たるを失はず。

然るに余往年、九州地方の古文書を調査せる際同地方に於ける武家が、鎌倉時代以來、既に各種の文書に折紙を使用せる事を注意したり。今その二三を例示せんに、

一〔深堀記録證文〕

(警固博力)

異國 一行の終多番役事、自八月廿九

(日至九

月力) 二十二日、被勤仕候了、恐々謹言、

弘安三年九月十二日

經資(花押)

深堀彌

(五郎殿力)

二 (龍造寺文書) 乾 佐賀文書纂所收

警固番役」事、自今月」一日同至廿廿日、被勤仕候了、恐々謹言

弘安五年七月廿日時定

(花押)

龍造寺小三郎殿

文永十一年三月蒙古の來寇ありて以來、九州地方は元軍の再擧に對應するに忙はしく、幕府は二階堂行忠を以て長門守護となし、長門國警固番役の制を布き、北條宗頼を長門に發遣せしが、これと相呼應して鎮西の將士を統率し其防備に任せんがために北條實政をも九州に派遣せり。こゝに於て實政は九州の將士に命ずるに、警固のため一定の

期間内博多に參勤すべきことを以てせり。前掲第一文書は即ち九州の豪族深堀彌五郎が博多番役に參勤せし事を少貳經資の證明せるものにして、武家の折紙としては最も古きものゝ一たり。又第二文書は幕府より派遣せられて姪濱奉行所に居り鎮西の防備を督せし北條時定が、龍造寺小三郎に對し警固番役に參勤せし事を承認せしものなり。龍造寺文書の中には時定の署名ある折紙を多く收むるが、中にも弘安五年九月九日附龍造寺小三郎左衛門尉宛書狀の如きは去年七月二日蒙古の大軍來襲の際、壹岐島瀬戸浦に於て戦ひし時の軍忠狀及び證人の起請文を關東に注進すべき由を通知したるものなり。

三 (深堀記録証文)

戸町又三郎「入道西俊申、厩前國切抗高瀬以下事、」狀如此可被「參決來十八日」引付、仍執達」如件、

文保元年六月十五日

郷力(〇マ) 遠 江(花押)

遠義(花押)

深堀平五郎殿

本文書に連署せる遠江及遠義は如何なる人なるやこれを詳かにせずとも、思ふに九州探題府の奉行人にして所領の係争問題につき深堀平五郎の出頭を促せるものなるべく、折紙は此種公文書にも使用せられしなり。

四〔中邨家古文書〕

兒玉韞探集文書所收

本紙二ツ折(朱書)

筑前國中村彌二郎頼方伊田原二郎剛相論怡土庄内未弘名事、剛可停止怖望之由出押書狀上者、可被付渡作毛頼方之狀如件

仁永仁五年十月廿八日

盛經

(花押)

千竈大進殿

本文書は中村彌二郎の所領の争に對する他の競望を停止せしめたる少貳盛經の下知狀にして、其原本を見るを得ざれども、首めに朱筆を以て「本紙二ツ折」と注記せるを以て折紙なるを知るべし

五〔同 上〕

本紙二ツ折(朱書)

筑前國博多前濱石築地加佐并修理事、背數ケ度催促、干今無沙汰候條、甚無其謂候處、昨日十六日掃部助殿御教書並關東御事書如此、如狀者、於難澁之分召所領可注進之云々、不日被修固候仍執達如件、

乾元二後四月十七日

(覺) 學惠(花押)

末弘名中村彌二郎殿

本文書は元寇に備へんがため筑前の沿岸地方に築造すべき石壘修理の義務を懈怠せる中村彌二郎に對し、幕府の事書及び九州探題の御教書に添へたる少貳資能(覺惠は其法名なり)の添狀にして折紙なりし事前文書と同じ。中邨家古文書は此外に尙折紙を使用せるものに正安二年七月十六日公□下知狀、正中二年七月十八日少貳惠雲下知狀を收む。以上乾元二年、正安二年正中二年の三通に通じて注意すべき点は次掲斑島文書と共に其年號を記すに當りて日附の少しく右方上部に乾元二、正中二、と書し、恰も他文書に見ゆる追筆の體をなせる事

是なり。

六 〔斑島文書〕 史料編纂掛所藏

次に時代は稍々降れども「下文」の形式を有する折紙も見ゆ、

(符箋)
〔少式筑後守貞經入道妙惠〕

八 〔西高辻文書〕

(伐時軍忠力)

(補判)

去五月廿五日武藏「修理亮英時誅」

候間注「進候、仍執達如件、

〔由事、〕申狀給

元弘三

妙惠(花押)

斑島源次殿

七 〔同 上〕

(符箋)

(宗) (簡)

〔大伴左近將監貞親入道具間〕

武藏修理亮英「時誅伐」〔軍忠〕事、申狀給候了、仍執達

如件、

元弘三

七月八日

具簡(花押)

寶徳四年卯月二日

(土橋力)

太郎左衛門殿

斑島(源次力)殿

以上の文書は少貳貞經(法名妙惠)、大友貞宗(法名具簡)が部下軍忠狀に對する添狀にして、何れも折紙を用ゐたり。

西高辻文書には本文書の外殆んど同様の文書八通あり、其補判は何人のものなるやを明かにせざれども、文意より推せば、筑前國水田莊の領家にし

水田庄之内下半田「村中名つちばし」分の事、當上さま御はんをさり「遠くいたくし」候、さかくのけい「やくなき申入ましく候」さし「かたく」御れんく「御沙汰を申ある」候、もしふまたの「ときは上の御れうけん」たるべく候也、かきり「あるさいの御やく」さやうこの御またなご、「はんそう申され候へく候」よし、おほせにて「毎後日

候」さし「かたく」御れんく「御沙汰を申ある」候、もしふまたの「ときは上の御れうけん」たるべく候也、かきり「あるさいの御やく」さやうこの御またなご、「はんそう申され候へく候」よし、おほせにて「毎後日

候」さし「かたく」御れんく「御沙汰を申ある」候、もしふまたの「ときは上の御れうけん」たるべく候也、かきり「あるさいの御やく」さやうこの御またなご、「はんそう申され候へく候」よし、おほせにて「毎後日

候」さし「かたく」御れんく「御沙汰を申ある」候、もしふまたの「ときは上の御れうけん」たるべく候也、かきり「あるさいの御やく」さやうこの御またなご、「はんそう申され候へく候」よし、おほせにて「毎後日

候」さし「かたく」御れんく「御沙汰を申ある」候、もしふまたの「ときは上の御れうけん」たるべく候也、かきり「あるさいの御やく」さやうこの御またなご、「はんそう申され候へく候」よし、おほせにて「毎後日

狀如件、

て、太宰府の祠官たる西高辻家の花押なるべく、領家より其所領水田莊内下牟田村を分割して土橋太郎左衛門以下九名に知行せしめたる下文なり。

此くの如く此種折紙が九州地方の武家の間に、早くより特別の發達を遂げ、下文、下知狀、遵行狀以下の重要な地位を占むべき文書に使用せられたるは抑々如何なる理由に基きしや、又其南北朝以降に多く現はれし折紙との關係如何は古文書學上考慮を要すべき問題にして、これを解決せんとせば、汎く他の地方に於ける折紙の使用について觀察せざるべからず。

先づ近畿其他の地方について見るに、鎌倉時代に於ては第一種の文書の外、比較的地位卑き、莊園の雜掌・百姓等の訴狀等にして折紙を使用せしものあり。春日神社文書元仁二年五月二日鎌倉幕府御教書中に見ゆる大和國住人大中臣氏の訴狀、安貞二年三月日伊賀國役夫工權促使等の訴狀、東

大寺文書正應二年八月六日松本御庄百姓等の訴狀、東寺文書嘉元三年八月日太良御庄百姓等の訴狀、弘安九年平野殿雜掌の訴狀等其例多し。これ亦委曲を悉くすべき此種の文書に於ける用紙の節約に基くものと言ふべし。

然るにこゝに鎌倉地方にはこれより以上の重要な文書に折紙の使用せられし事實を認むべし。

九 〔圓覺寺文書〕

〔花押〕 (北條時宗)

尾張國富田庄「可被寄進圓覺」寺候、差遣實檢「便、公私得分委」細可之注進之由「所候也、仍執達」如件、

弘安六年三月廿五日

藥蓮奉

行人中

十 〔同〕 上

(庄九)

尾張國篠木「」事、當寺造「營之際、爲料所」寺領可致其沙汰之狀如件、

正應六年六月廿五日

〔花押〕

(北條貞時)

第九文書は前掲第一文書と、精密に言へば三年程の差はあれども、大體に於て殆んど同時代のものと見て不可なきなり。即ち第九は其前年に成りし圓覺寺の寺領として富田莊を執權北條時宗より、

第十は篠木莊を時の執權北條貞時より寄進したるものなり。蓋し富田莊は近衛家領にして篠木莊は長講堂領なれども共に北條氏は其請所たりしならんと思はる。而して此兩文書共に執權北條氏が自ら出せる所にして、其折紙を使用せし理由は的知し難しと雖も、其自己の得分を處分したる點に於て私的性質を帶び、幕府の公文書たる御教書との間に差等を設くる用意に出でしものならんと思はる。

是を以て余は前記九州に於ける折紙は此種の折紙の系統を引けるものと信せんとす。文永の外寇以來、鎮西多事、北條宗頼の長門發遣、北條實政の九州派遣となりしより武家、特に北條氏の折紙

は九州地方に擴まるに至りしなるべし。而して當時軍國多端の折なりしかば、執筆に便にして遂達に容易なりし折紙は此地方に於て頓に異常の發達を遂げたりしものと察せらる。

我國に於ける古文書を其差出人より區別して公家文書及び武家文書となす時は前者が形式を重んずるに對して後者の達意を主とせるは著しき差異にして且特色たりとす。折紙は一般文書の形式よりすれば、略式變態たるを免れず、然れども豎紙に比すれば紙面に多くの文字を收むべく、且つ執筆に便なり。故に用紙の貴重を加ふるに伴つて折紙の使用範圍を擴くせり。若し使用の由來と範圍とより觀察せんか、第一種の折紙は公家式にして第二種の折紙は武家式なりと謂ふを妨げず。其中公家側に於て折紙が餘りに重要ならざる或る特殊の實用的文書か、然らずんば地位低き雜掌又は百姓の訴狀の如き文書のみを用ゐらるゝに反して、

武家側にては比較的に汎く用ゐられ、中には重要な性質を帯びたる文書もあり。これ一般的に此折紙の武家文書として發達し利用せられし原因なり。而して其系統を引ききたる九州地方に於ては軍國多端の折柄前述の理由を一層適切に感じたりしものゝ即ちその他の地方に比して特殊の發達を促したる誘因なりと認む。

武者修行に就て(下)

下川潮

第三期 家齊の晩年(大御所時代)

より明治四年迄)

家齊の晩年、殊に天保年間、水野忠邦の武事奨励の時代以後は武者修行者の數漸次激増して明治四年廢藩置縣の頃に至る頗る迄盛んに行はれしが如し。これ社會情勢のおのづから然らしめし所な

南北朝以降此種の折紙の一層都鄙に普及したりしは如上の理由の一般的に加はり來りしに基き、降つて戰國時代に至りては用紙の貴重の度を加ふるに伴ひて折紙の折目より切放したる切紙を生じたり、現在尙ほ其命脈を保てる半切は即ち是なりとす。

(大正七年五月)

り。即ち彼の安永七年露人が東蝦夷に來りし以來北邊の警戒及び海防の論漸く起り、次で西方には文化五年英人の長崎港に於ける事件あり、降りて嘉永六年にペルリの來航等邊警頻に至り、幕府諸侯は勿論一般國民も亦長夜の夢を破られ、再び武事を勵む事を以て急務とするに至りし結果に外な